

# 住民監査請求に係る監査結果

(政務活動費（週刊誌の購入）に係る住民監査請求)

令和2年2月

荒川区監査委員

## 第1 請求

本件請求に係る請求人、請求があった日及び内容は、以下のとおりである。

### 1 請求人

住所 荒川区  
氏名 Y 氏

### 2 請求があった日

令和元年12月9日

### 3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 主張事実の要旨

ア 自民党小坂眞三議員並びに数名は、自民党政務活動費として、週刊新潮と週刊文春を公金から支出している。

イ 新聞及び一部の書籍にも関係ないと思われるものがあるが、明白に週刊誌はレッドカードと断ぜざるを得ない。

ウ 私的な週刊誌の購入については、明らかに荒川区とは無関係な支出と断ぜざるを得ない。

エ 資料購入費の請求は、会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費となっているが、どう考えても政務活動費の領域を著しく逸脱している。

平成30年5月16日	週刊新潮・週刊文春	6,660円
平成30年7月6日	週刊新潮・週刊文春	6,580円
平成30年8月10日	週刊新潮・週刊文春	4,200円
平成30年9月11日	週刊新潮・週刊文春	2,530円
平成30年11月8日	週刊新潮・週刊文春	7,600円
平成30年12月18日	週刊新潮・週刊文春	3,360円
平成31年1月30日	週刊新潮・週刊文春	3,460円
平成31年3月7日	週刊新潮・週刊文春	7,200円
	合 計	41,590円

#### (2) 措置要求

平成30年5月16日、7月6日、8月10日、9月11日、11月8日、12月18日、平成31年1月30日、3月7日に自民

党小坂眞三議員が、政務活動費により購入した週刊新潮。週刊文春の代金総額41,590円全額を区長は、区に返還するよう、監査委員は区長に勧告すること。

#### 4 請求書の補正

令和元年12月26日請求書の一部補正があった。

### 第2 監査委員の除斥

本件請求において、並木一元委員については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥とした。

### 第3 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和2年1月9日付けでこれを受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求人が主張事実のとおり示した事項のうち、平成30年12月18日週刊誌購入分3,360円、平成31年1月30日週刊誌購入分3,460円、平成31年3月7日週刊誌購入分7,200円に対する政務活動費の支出の違法・不当の有無を対象とした。

なお、平成30年5月16日週刊誌購入分6,660円、平成30年7月6日週刊誌購入分6,580円、平成30年8月10日週刊誌購入分4,200円、平成30年9月11日週刊誌購入分2,530円、平成30年11月8日週刊誌購入分7,600円については、週刊誌購入日が、本件請求があった日を1年以上経過しているため、法第242条第2項の規定に基づき、本監査の対象から除外した。

また、主張事実の要旨には、自民党小坂眞三議員並びに数名とあるが、請求証拠書類は、自民党小坂眞三議員に関するもののみが添付されていたため、自民党小坂眞三議員が行った政務活動費による週刊誌の購入に対する政務活動費の支出の違法・不当の有無を対象とした。

#### 2 監査対象部局

区議会事務局及び総務企画課を監査対象とした。

#### 3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月21日、陳述の機会を設けた。

なお、請求人から本請求に直接関係した新たな証拠の提出はなかった。

陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 基本は、週刊誌が政務活動費で落ちるのかが問題で、簡単な話である。
- (2) 荒川区政務活動費の交付に関する条例の別表に「資料購入費」とあるが、これは、会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費、となっている。  
新聞はこれに該当すると思ったが、週刊誌までは、ここに該当しないのではないかというのが私の考えである。
- (3) 他の項目を見ても、会議費、資料印刷費と週刊誌を購入できるような項目はないと考える。週刊誌を購入した分を返還してほしいと考えている。

#### 4 関係職員等の調査

法第199条第8項の規定により、令和2年1月21日区議会事務局長及び総務企画課長に対し、事情聴取を行った。区議会事務局長及び総務企画課長の発言の主な内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、荒川区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年荒川区条例第1号。以下「条例」という。）に基づき支出をしている。  
条例第9条では、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、「政務活動費は、会派又は会派に所属する議員が行う調査研究、情報収集、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民福祉の向上を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」と規定されている。
- (2) 本事案は、条例第9条関係の経費を記載した別表の「資料購入費」に該当するという認識を持っている。
- (3) 週刊誌の購読に関しては、明確な規定はないが、小坂眞三議員に聞

き取りを行ったところ、「政務活動に必要な知識を得るために購入している」ということであつたので、議会事務局としても、議員としての見識を高めるために必要な許容範囲ではないかと考えている。

また、定点観測的な意味合いからも定期購読の必要性はあり得るのではないかと考えている。

## 第5 政務活動費収支報告書の修正

監査の過程で、令和2年1月29日議会事務局長から次のような報告とその関係資料の提出があつた。

令和2年1月29日自民党荒川区議会議員団から荒川区議会議長に対し、平成30年度政務活動費収支報告書について、当該住民監査請求の主訴となる週刊誌購入費41,590円及びその他資料購入費10,739円を削除する旨の修正が行われた。なお、修正後も政務活動費の支出額が収入額を超過しているため、政務活動費の返還は生じない。

## 第6 監査の結果

### 1 監査の結果

本件請求については、合議により、次のように決定した。

請求人の主張については、監査の過程で請求の前提となる事実が消滅したため、理由がないものと認めこれを棄却する。

### 2 事実関係の確認

#### (1) 政務活動費の交付根拠について

荒川区においては、平成13年3月15日に荒川区議会政務調査費の交付に関する条例が制定され、同年4月1日に施行された。この条例は、その後法の一部改正により、平成25年3月1日に荒川区議会政務活動費の交付に関する条例と名称を改正している。

また、平成13年3月26日に荒川区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則も制定され、同年4月1日に施行された。この施行規則も平成25年3月1日に荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則と名称を改正している。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、区議会における会派に対し交付されている。

したがって、公益目的のために区以外のものに対して行う給付で、反対給付を要しないものであり、法232条の2に定められた補助金

に該当する。

荒川区の補助金は、通常、荒川区補助金等交付規則（昭和62年4月1日荒川区規則第27号。以下「補助金規則」という。）により交付されるが、政務活動費については、補助金規則第4条の規定により、条例及び荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年荒川区規則第3号。以下「条例施行規則」という。）の定めるところに拠っている。さらに、議会議長訓令として荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成19年議会議長訓令甲第2号。以下「条例施行規程」という。）を置いている。

なお、条例及び条例施行規則の他、区議会では、事務処理の運用を補完するために、内規資料として政務活動費の手引を定めている。

(2) 政務活動費の交付方法について

政務活動費については、条例及び条例施行規則により、次のとおり交付方法が定められている。

ア 交付対象

政務活動費は、区議会の会派に対して交付する。

イ 交付額及び交付方法

政務活動費は、各月1日における会派の所属議員数に月額8万円を乗じて得た額を半年ごとに交付する。

ウ 会派の届出

議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者、政務活動費に係る経理責任者1人を定め、会派結成届を議長に提出しなければならない。

エ 会派の通知

議長は、会派結成届のあった会派について、毎年度当初速やかに、区長に通知しなければならない。

オ 政務活動費の交付決定

区長は、会派結成の通知に基づき、政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

カ 政務活動費の請求及び交付

会派の代表者は、交付決定の通知を受けた後、毎半期の最初の月の当初早急に、当該半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。

区長は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

キ 収支報告書等の提出

政務活動費の交付を受けた会派の経理担当者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費により行った活動内容を記載した報告書及び領収書その他の証拠書類の原本を添付して、議長に提出しなければならない。

ク 収支報告書等の写しの送付

条例施行規程第4条に基づき、議長は、収支報告書、実績報告書及び領収書等の提出があったときは、これらの写しを区長に送付するものとする。

(3) 政務活動費を充てることができる経費の範囲

交付を受けた政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例第9条第2項により、別表で次のとおり定められている。

別表（第9条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費（会場費、講師謝礼金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等をいう。）
会議費	会派又は会派に所属する議員が行う各種会議に要する経費（会場費、機材借上費、印刷製本費等をいう。）
調査旅費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等をいう。）
通信運搬費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な通信・運搬に要する経費（電話料、インターネット接続料、ファクシミリ通信料、郵便料、運搬費等をいい、自宅の電話の電話料を除く。）
資料作成費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳費、パソコン及び関連機器その他の事務機器の購入、リース料等をいう。）
資料購入費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派又は会派に所属する議員が行う活動及び区の政

	策について、住民に報告し、又は周知するために要する経費（広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等をいう。）
広聴費	会派又は会派に所属する議員が住民からの区政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷製本費等をいう。）

(4) 本件請求対象となる平成30年度自民党荒川区議会議員団に対する政務活動費の交付に係る一連の手続きについて

平成30年4月1日自民党荒川区議会議員団から議長に会派結成届が提出された。

平成30年4月1日議長から区長に自民党荒川区議会議員団結成された旨の通知がされた。

平成30年4月1日区長から自民党荒川区議会議員団代表者に政務活動費の交付決定が通知された。

平成30年4月1日及び平成30年10月1日自民党荒川区議会議員団代表者から区長に政務活動費の請求があった。

平成30年4月9日及び平成30年10月9日区長から自民党荒川区議会議員団に政務活動費の交付があった。交付額は、1回につき、6,240,000円であった。

令和2年1月29日、平成31年4月26日自民党荒川区議会議員団から議長に届出があった政務活動費に係る収支報告書等の修正があった。修正後の支出合計額は、12,544,172円であった。

令和2年1月29日議長から区長に修正後の政務活動費収支報告書等の写しの送付があった。